

## 第 12 回 喜多方市農業委員会総会議事録

### 1. 開催の日時及び場所

日 時 令和 6 年 11 月 20 日（水）午後 1 時 30 分  
会 場 山都公民館 多目的ホール

### 2. 委員定数 19 名

### 3. 本日の総会に出席した委員

会 長 19 番 京野 貞夫  
会長職務代理者 18 番 木戸 賢治  
委 員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 鈴木 隆   | 3 番 菊地善一郎  | 4 番 二瓶 崇   |
| 5 番 高野 進   | 6 番 菅井 大輔  | 7 番 齋藤 澄子  |
| 8 番 山口 久人  | 9 番 木村富士男  | 11 番 小林 博行 |
| 12 番 小沢 勝則 | 13 番 小林千代松 | 16 番 渡部 信夫 |

### 4. 本日の総会に欠席通告した委員

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 2 番 大津 康男  | 10 番 武藤 常雄 | 14 番 横山 敏光 |
| 15 番 佐藤 光伸 | 17 番 庄司 英喜 |            |

### 5. 本日の総会に遅参通告した委員

なし

### 6. 本日の総会で報告される事項は次のとおり

報告第 22 号 会務報告について

報告第 23 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

7. 本日の総会に提案される議案は次のとおり

議案第 64 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 65 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 66 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 67 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可処分の取消願出  
について

議案第 68 号 現況確認証明申請について

議案第 69 号 農業振興地域整備計画の変更（案）について

議案第 70 号 農用地利用集積計画について

議案第 71 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 72 号 荒廃農地の非農地判断について

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 岩 下 正 勝

次長兼農地係長 小 林 孝 昭

農政係長 大 竹 秀 樹

熱塩加納総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 達 哲 弥

塩川総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 事 高 橋 健 治

山都総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

主 査 安 部 吉 晃

高郷総合支所産業建設課（農業委員会事務局職員併任）

副主任主査 小 林 さおり

## 9. 会議の概要

### ○会長（あいさつ）

本日、何かとお忙しいところ、第12回農業委員会総会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。この様に大勢欠席ということでもありますけども、皆さんにおいては、関係機関の役職を務めている方などは行事がいろいろバッティングしているのかなということで、私が知っているのでは土地改良区でありますけれども、宮城の方に研修に行ってますので欠席しますというような委員の方もおりました。ということで、今日は5人ということで、欠席されてますけども、まあその様な中であっても総会ということで、定足数に達しておりますので、皆さんよろしくお願い申し上げます。

また、今月は11月1日から本日までということで、かなり行事が重なっております。その行事の内容等について、会務報告で局長の方から詳細について、説明がありますので、よろしくお願いしたいと思います。

今日は総会が終わって、全員協議会、また、全体会ということで時間ギリギリ詰まっていますので、よろしくお願いしたいと思います。

本日の総会には、報告2件、議案9件を予定しております。皆様方のご協力をいただき、スムーズに進めさせていただくことをお願い申しあげ、ごあいさつに代えさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

（開　　会）

### ○議長

欠席委員は、2番 大津康男委員、10番 武藤常雄委員、14番 横山敏光委員、15番 佐藤光伸委員、17番 庄司英喜委員であります。

定足数に達しておりますので、これより第12回喜多方市農業委員会総会を開会いたします。

○議長

会期は、本日一日間とすることにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日間と決しました。

○議長

議事録署名委員は、議長より指名してご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議事録署名委員には、3番 菊地善一郎委員、4番 二瓶崇委員を指名いたします。

（報告事項）

○議長

はじめに、「報告第22号 会務報告について」、「報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項を議題といたします。

事務局より一括して内容の報告をさせます。

報告第22号 会務報告について

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○事務局

〔5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、報告第22号及び報告第23号の報告事項について、ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。報告第22号及び報告第23号は、事務局報告のとおり了承することにご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、報告第22号及び報告第23号は了承することにしました。

（議案審議）

○議長

議案審議に入ります。

○議長

続きまして、「議案第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定3件、所有権移転7件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、3番 菊地善一郎委員、No.3については、14番 横山敏光委員、所有権移転のNo.1については、17番 庄司英喜委員が調査をされておりますが、本日は、欠席届けが提出されております。報告については、報告書を事務局で預かつ

ておりますので、報告書を読み上げさせます。所有権移転のNo. 2 については、9番 木村富士男委員、No. 3 については、16番 渡部信夫委員、No. 4 については、18番 木戸賢治委員、No. 5、No. 7 については、11番 小林博行委員 No. 6 については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○小林千代松委員

13番小林です。農地法第3条、農地の権利設定について報告いたします。去る11月の12日、午前10時ごろより、被設定人の〇〇〇の〇〇〇さん、それから設定人の〇〇〇さん、それから菊地委員と私と事務局の小林次長立会いの下、現地調査並びに、申請者からの聞き取り調査を行いました。地目は田であり、現在も耕作しており、今後は〇〇〇での耕作を計画しているということです。反射光や影については、隣地所有者にも同意を得て、また、〇〇〇でもシミュレーションをしているということで、問題ないということでした。また、農作業期間に十分にしっかりと出荷できる設計になっており、適正に管理され、周辺農地に支障を及ぼすことはなく、特に問題はないものと判断いたしました。以上です。

○菊地善一郎委員

3番菊地です。農地法第3条の権利設定案件No. 2につきまして、ご報告いたします。令和6年11月12日火曜日午前11時45分ごろから、設定人の〇〇〇さんと、被設定人の〇〇〇の〇〇〇さん立会いの下、小林農業委員と私、事務局より小林次長とともに現地調査並びに聞き取り調査を行いました。事務局から申請内容の説明の後、〇〇〇さん、〇〇〇の〇〇〇氏の両氏から説明を受けましたが、各計画地区周辺につきましては水田地帯でありまして、用途は営農型太陽光発電テナントということであります。近くには高規格道路が走っており、太陽光の反射光については、車の通行に支障が無いように設計されるという点や、作物に対する影の影響も収量には影響を及ぼさないだろうということで、周辺地域にも支障をきたさないものと判断いたしました。以上、報告いたします。

## ○事務局

農地法第3条権利設定の案件No. 3につきまして、横山委員より報告書を預かっていますので、代読させていただきます。調査は、11月7日午後1時半ごろ、塩川町〇〇〇の現地で、賃借人の〇〇〇さんから聞き取りを行いました。賃貸人の〇〇〇さんにつきましては、仕事で欠席されました。本案件は、申請者の〇〇〇さんは現在猪苗代町で生活を営んでいるところですが、祖父名義の農地を相続することになりました。しかし、遠距離で耕作することが出来ないことから、集落の〇〇〇さんに耕作を委託することになったものです。〇〇〇さんは集落内において、5名のグループで営農を行っている農家であり、地域の環境保全や水管理などの活動にも携わっています。今年の稲作は各地で稲が倒伏し、稲刈りが大変な状況でしたが、〇〇〇さんの圃場はきちんと稲刈りが行われ、畦畔の草刈りなども管理されていた形跡が確認出来ました。よって、この申請につきましては周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正に管理がなされるものと判断いたしました。以上報告を終わります。

## ○事務局

続きまして、農地法第3条の所有権移転案件No. 1について、庄司委員より報告書を預かっておりますので、読み上げたいと思います。11月6日水曜日午前9時より、関係者である譲渡人、〇〇〇さんは、県外在住で、電話での確認となりました。また、譲受人〇〇〇さんは、代理で、〇〇〇さんの娘さんの夫である〇〇〇さん立会いの下で、現地調査並びに申請者からの聞き取り調査を行いました。本件は〇〇〇さんご夫妻が、会津若松市在住であり、喜多方市内の趣のある地域に、セカンドハウスを探していたところ、不動産業者である〇〇〇から現地の紹介を受け、譲渡人は空き家の譲り渡しとともに、農地も一緒に譲り受けてほしいとの要望があり、今回の申請となりました。譲り受ける農地については、今までも譲渡人の依頼を受け、同じ地区の〇〇〇さんが野菜の栽培や草刈りをして適正な管理がなされて来ました。今後も要請があれば引き続き協力しますと、確認を

いただきました。この状況から、本申請に伴う権利の取得については、周辺農地に支障を及ぼすことなく、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上報告申し上げます。

#### ○木村富士男委員

9番木村です。農地法第3条所有権移転案件No. 2について、ご補足説明いたします。去る11月4日、午前9時15分から、譲受人の〇〇〇さんと一緒に、現地確認、聞き取り調査を行いました。譲渡人の〇〇〇さんとは現地確認後に自宅でお会いし、話を伺いました。申請地は2枚ともに自宅に隣接する場所にあり、地目は田ですが、現在は草刈り管理と一部を畑として利用されていました。〇〇〇さんは高齢になり、車の運転をやめた為、娘の〇〇〇さんに所有権を移したいとのことでした。議案書の申請理由及び備考に書いてある、後継者へ一部贈与とありますが、この2枚の農地については、将来的に売却したいとの考えとのことでした。所有権を移転することで、周囲の農地に影響を及ぼすことはないため、今回の申請については問題はないと判断いたしました。以上です。

#### ○渡部信夫委員

16番渡部です。農地法第3条による所有権移転案件NO. 3について、報告いたします。去る11月2日午前9時ごろより、譲渡人の〇〇〇さんのお母さんの〇〇〇さん、それから譲受人の〇〇〇さん、代理人の〇〇〇行政書士に立会いいただき、現地確認並びに聞き取り調査を行いました。当該農地は、譲受人の自宅に隣接しており、長年譲渡人のお父さんの生前中から譲受人の義父母が使用し、家庭用野菜を栽培して来ており、現在は譲受人が耕作管理をしていらっしゃいます。譲渡人は仙台市にお住まいで、今後とも当該農地の管理は出来ないことから、この際、耕作管理をしている譲受人に、所有権を移転しようと今回の申請となったとお聞きしております。当該農地は本年5月の総会案件で調査した、近隣農地における、同じ譲受人の所有権移転の許可申請時にも併せて耕作管理状況を確認いたしましたが、多くの家庭用野菜を栽培しており、管理状況は極めて良好な状態であ

ります。以上の状況から、本申請に伴う権利の取得につきましては、支障なく適切な管理がなされるものと判断いたします。以上、報告いたします。

○木戸賢治委員

18番木戸です。農地法第3条所有権移転案件No. 4について説明いたします。去る11月12日午後1時30分から、申請地において、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さん立会いの下、現地の確認と、内容の聞き取りを行いました。この度〇〇〇さんは、〇〇〇さんの実家である空き家を購入し、移住されましたが、宅地に隣接している畑も、双方の話し合いの下、譲り受けるということになりました。今後は自家用野菜を作付けされるとのことで、適正な管理がなされるものと判断いたしました。以上です。

○小林博行委員

11番小林です。農地法第3条所有権移転の案件No. 5について説明申し上げます。今月の8日金曜日、午後1時より、現地において、聞き取り並びに現地確認調査を実施いたしました。立会人は、譲渡人の〇〇〇さん、譲受人の〇〇〇さんと私の三人で行いました。本申請地は、県営圃場整備地区で、令和5年3月に換地処分が完了し、登記がなされた畑であります。〇〇〇さんの畑と隣接しておりました。〇〇〇さんは喜多方市内在住で、〇〇〇さんに耕作を頼んでおりました。少ない反別50㎡の畑であるので、この度、〇〇〇さんに売ることになったということであります。なお、図面を参考にしてください。よって本申請に伴う権利の取得については、何ら問題ないと判断いたしました。

次に、案件No. 7についてもご説明申し上げます。今月8日金曜日午前10時に現地において、聞き取り並びに現地確認調査を実施いたしました。立会人は、譲受人〇〇〇さんと、私の二人で行いました。譲受人の〇〇〇さんは都合により欠席となりました。本申請地は県営の圃場整備地区で、令和5年3月に換地処分が完了し、登記がなされた農地であります。1枚の田んぼの中に、〇〇〇さん名義の50㎡の農地が権利確定されておりますが、田の真ん中にこれが位置しており、これをはさんで上下2枚の田になって

おります。なお、図面を見てください。耕作については、使用貸借契約の中で〇〇〇さんが作っておりました。この度、両者の話し合いのうえで、売買が成立したということでもあります。よって、本申請に伴う権利の取得については何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

○二瓶崇委員

4番二瓶です。同じく農地法第3条所有権移転の案件No. 6について、ご説明申し上げます。去る11月の15日、9時ごろから、譲受人〇〇〇さん立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。なお、譲渡人の〇〇〇さんは欠席でございます。本申請地は以前より、譲渡人の〇〇〇さんの依頼により、譲受人〇〇〇さんが維持管理をしておりました。また、令和5年の3月の換地処分により、譲受人所有の畑の隣に換地されたため、今般の権利の取得となったものであります。本申請に伴う権利の取得については周辺農地に支障を及ぼすことはなく、適正な管理が今後なされるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第64号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第64号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第65号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

18番 木戸賢治委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○木戸賢治委員

18番木戸です。農地法第4条案件No. 1について説明いたします。この案件については、農業用倉庫として相続したところ、許可を受けていなかったことが判明したため、8月に顛末書付きで、29条の申請があり、9月の10日に、菅井委員、山口推進委員、事務局の安達主査と私で現地の確認と聞き取りを行いました。聞き取りの結果、申請人の〇〇〇さんは、現在農業に従事していないことから、改めて4条での申請をお願いいたしました。周辺に農地はなく、雨水についても問題はなく、4条での申請は適切であるものと判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第65号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第65号について、原案のとおり可決することに、

ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第66号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔権利設定3件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

権利設定のNo.1、No.3については、3番 菊地善一郎委員、No.2、所有権移転のNo.1については、13番 小林千代松委員、No.2については、4番 二瓶崇委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○菊地善一郎委員

3番菊地です。農地法第5条権利設定の案件No.1について、現地調査の報告をいたします。今月11月11日の火曜日、午前9時過ぎごろから、設定人〇〇〇さん代理人の〇〇〇行政書士と被設定人の株式会社〇〇〇の〇〇〇さん立会いの下、小林農業委員と私、事務局の小林次長と共に、現地調査並びに聞き取り調査をいたしました。事務局から申請内容の説明の後、代理人の〇〇〇氏と被設定人である〇〇〇氏の両者から、説明を受けました。当該地は主に、工事現場から出る残土置き場及び資材置き場という予定であります。近くには中学校と住宅地があります。通学路でもあると

ということで、登下校時の作業には、十分な注意を払うということ、それから入り口には、ロープ等を張り、無断立ち入りを防止する対策を講じ、雨水の流出や土砂の流出及び敷地外への流出に注意した盛土にするということで、当該地の保全管理並びに周辺地域には支障を及ぼさないものと判断いたしました。

続きまして、農地法第5条権利設定の案件No. 3について、報告いたしますが、現地確認の内容等につきましては、第3条の説明の内容と重複いたしますので、ここでは割愛させていただきますが、この設定につきましては問題ないものと判断いたしました。以上です。

#### ○小林千代松委員

13番小林です。第5条権利設定案件No. 2について、ご報告いたします。この案件も、先ほどの第3条権利設定の案件No. 1と同じなので、割愛させていただきますが、太陽光発電の杭の部分ですが、それを権利設定することになっており、下から2.8m、上から4mの高さの設計になっており、耕作するにも問題ないということで、適正に管理されるものと判断いたしました。

続きまして、第5条移転案件No. 1について報告いたします。11月の10日、午前9時半ごろより、譲受人の〇〇〇代表の〇〇〇さん、それから〇〇〇さんは欠席ですが、お母さんが立ち会いました。あと〇〇〇行政書士と菊地農業委員と私と小林次長立会いの下、現地調査並びに聞き取り調査を行いました。地目は田ですが、未耕作地で、北側も農地ですが、それも未耕作地ということで、北と南については道路になっており、〇〇〇さん所有の資材置き場となっているところがあります。周辺への影響については無いということで、雨水も地下浸透及び水路に流す予定とのことであり、適性に管理されるものと判断いたしました。以上です。

#### ○二瓶崇委員

4番二瓶です。農地法第5条の移転案件No. 2について説明申し上げます。去る11月11日、午前11時40分ごろより、譲渡人〇〇〇さんの後見人〇〇〇

さんは欠席であります。譲受人の〇〇〇株式会社の工場長の〇〇〇さんが出席で、小林委員と私、高橋主事立会いの下、現地調査を行いました。譲受人の会社は社宅を有しており、社宅敷地の維持管理、また会社でのイベント等の開催の度に、路上駐車しておりまして、近隣への迷惑が考えられるため、当申請地を駐車場として取得するものであります。なお、地番の1221番4の15㎡の一筆に関しましては、平成13年ごろに、舗装し、駐車場として利用しており、現在に至っております。これに関しては顛末書付きの案件となっております。造成工事の際は地盤を固めて、土砂の流出を防ぎ、雨水は地下浸透を行います。上下水道施設も完備されておりまして、また、周辺には農地等はなく、住宅地となっているため、支障を及ぼすことはない判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第66号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第66号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第67号 農地法第4条第1項の規定による許可処分

取消願出について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第67号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第67号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第68号 現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、事前に実情並びに現地調査をされました

11番 小林博行委員より現地調査の結果、並びに補足説明がありましたら報告を求めます。

○ 小林博行委員

現況確認証明案件No. 1 についてご説明申し上げます。今月の11日月曜日、午前11時申請地の現況確認を実施いたしました。立会人は、申請人の〇〇〇さんの息子さんにあたります〇〇〇さん、それから私ども農業委員の二瓶委員と私、推進委員の須田委員、そして事務局の高橋主事の5名で聞き取り並びに現地確認を行いました。申請地は、〇〇〇地区の〇〇〇集落にあります、〇〇〇の脇の山道を東に200mほど登って行ったところに所在しておりまして、あたり一帯は山林でありました。30年ほど前から、管理が出来なくなり、この度、申請農地が山林の様相を呈してしまいました。よって、非農地となっていることを確認して来ました。以上です。

○議長

ありがとうございました。

それではここで、議案第68号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

○議長

はい、渡部信夫委員。

○渡部信夫委員

16番渡部です。付属資料の17頁ですか、方位のサインがあっているのかなと疑問を感じましたので、もしあっていなければ訂正をお願いしたいと思います。

○事務局

17頁の案内図の方角の記載ですが、記載誤りでございました、申し訳ございません。こちら、頁の左の方が北の方向となります。

○議長

渡部委員いかがでしょうか。

○渡部信夫委員

はい。わかりました。

○議長

その外にございませんか。

お諮りいたします。議案第68号について、原案のとおり可決すること  
に、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号については、申請書のとおり許可することに決定  
いたしました。

○議長

続きまして、「議案第 69 号 農業振興地域整備計画の変更（案）につ  
いて」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔用途区分変更 1 件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第69号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第69号については、喜多方市に対し異議が無い  
旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答を

することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第70号 農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔利用権設定3件、所有権移転2件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第70号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第70号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第70号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第71号 農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔促進計画（案）5件を朗読、説明。〕

○議長

それではここで、議案第71号について審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第71号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号については、喜多方市に対し異議が無い旨の回答をすることに決定いたしました。

○議長

続きまして、「議案第72号 荒廃農地の非農地判断について」を議題いたします。事務局より朗読・説明をさせます。

○事務局

〔1件を朗読、説明。〕

○議長

それでは、議案第72号についてを審議します。

ご意見、ご質問等を頂戴したいと思います。ございませんか。

※（なしの声あり）

○議長

ご意見、ご質問なしと認めます。

お諮りいたします。議案第72号について、原案のとおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

※（異議なしの声あり）

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長

以上で、本総会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、第12回喜多方市農業委員会総会を閉会といたします。

(閉 会) 14 : 53